

## 自己負担額

ワクチンの種類	接種回数	接種スケジュール	自己負担額
生ワクチン	1回(皮下接種)	—	2,500円
組換えワクチン (不活化ワクチン)	2回(筋肉内接種)	2か月以上の間隔 において、2回接種	6,500円/回

定期接種対象者で生活保護世帯の方は無料です。

(西臼杵支庁で発行される生活保護受給証明書を医療機関へご提示ください)

## 接種できる医療機関

医療機関名	電話	予約	生ワクチン	組換え (不活化) ワクチン	備考
古賀医院	72-6178	要	○	○	事前に電話予約
佐藤医院	73-2010	要	○	○	事前に電話予約
国見ヶ丘病院	72-3151	要	—	○	入院・通院中の方に限る
高千穂町国民 健康保険病院	73-1700	不要	○	○	かかりつけの場合は主治医に相談
高千穂産婦人 科診療所	82-2722	要	○	○	事前に電話予約(男性可) 毎週火曜/金曜 ① 9:30~11:30 ② 13:30~15:30
その他県内 の医療機関	ご希望の医療機関へ直接お問い合わせください				

### 上記以外(宮崎県外等)で接種希望の方へ

接種の際に、保健センターから医療機関へ発行する依頼書が必要になります。

**事前申請制**のため、接種前に必ず保健センターにご連絡ください。

※依頼書発行に数日かかります。接種日が決まり次第お早めにご相談ください。

## 【成人・高齢者の予防接種に関するお問い合わせ】

高千穂町保健福祉総合センター 健康づくり係 0982-73-1717

# 令和8年度 带状疱疹定期接種 について

令和7年度より带状疱疹が定期予防接種(B類疾病)※1となりました。

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度までの5年間に、65歳～100歳までの5歳刻みで**過去に带状疱疹の予防接種を受けたことのない方**を対象に、定期予防接種の一部費用を助成します。

※1 定期予防接種:带状疱疹予防接種は予防接種法のB類疫病の定期接種に位置付けられます。個人の重症化予防を目的としており、接種の努力義務はありません。

## 令和8年度 定期接種対象者 (対象期間:令和8年4月1日～令和9年3月31日)

<b>65歳</b>	昭和36年(1961)年4月2日～ 昭和37年(1962)年4月1日	<b>85歳</b>	昭和16年(1941)年4月2日～ 昭和17年(1942)年4月1日
<b>70歳</b>	昭和31年(1956)年4月2日～ 昭和32年(1957)年4月1日	<b>90歳</b>	昭和11年(1936)年4月2日～ 昭和12年(1937)年4月1日
<b>75歳</b>	昭和26年(1951)年4月2日～ 昭和27年(1952)年4月1日	<b>95歳</b>	昭和6年(1931)年4月2日～ 昭和7年(1932)年4月1日
<b>80歳</b>	昭和21年(1946)年4月2日～ 昭和22年(1947)年4月1日	<b>100歳</b>	大正15年(1926)年4月2日～ 昭和2年(1927)年4月1日

①年齢は上記の通り年度年齢となります。

②上記の方に加え、60歳以上65歳未満の方で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に日常生活がほとんど不可能な障害を有する方(身体障がい者手帳1級相当)も対象となります。

※対象者である証明として、医療機関に身分証(住居地、年齢がわかるもの)、②に該当される方は身体障がい者手帳等をご提示ください。

## ご注意ください

①**過去に带状疱疹の任意予防接種を受けたことがある方は、定期接種の対象外です。**

②带状疱疹にかかったことがある方も、定期接種の対象です。

③定期接種対象者が、すでに一部の接種を任意接種として行った場合は、残りの接種を定期接種として取り扱います。(例)任意接種で組換えワクチンを1回目まで接種した場合

④带状疱疹の交互接種は求められません。(例)組換えワクチンを1回接種し、2回目に生ワクチンを接種すること。

⑤組換えワクチンを希望される方は、2回目の接種が定期接種期間内に完了されるようご注意ください。

※令和9年4月1日以降の接種は任意接種(全額自己負担)となります。